

令和 7 年度 第 1 回碧南市総合教育会議 次第

日時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木）

午後 3 時 3 0 分～

場所 市役所 4 階 庁議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 第 3 期教育大綱の策定について（資料 1）

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部改正の概要について（資料 2）

(3) 意見交換

4 その他

5 閉会

令和7年度第1回碧南市総合教育会議出席者名簿

No.		部課名	役職名	氏 名	備 考
1	市 長			小池 友妃子	
2	教育委員			岡本 明弘	
3	教育委員			大村 幸	
4	教育委員			榊原 京子	
5	教育委員			深津 茂樹	
6	教 育 長			小澤 徹	
7	碧南市 (事務局)	企画財政部	部長	生田 和重	
8		教育部	部長	岡本 和雄	
9		企画政策課	課長	山本 貴史	
10		企画政策課 (庶務課)	主幹	松野 盛高	庶務課長
11		学校教育課	課長	鎌谷 祥行	
12		企画政策課	課長補佐	杉浦 宏和	政策推進係長 事務取扱
13		企画政策課 (庶務課)	政策推進 担当係長	齋藤 堂晴	庶務課庶務係長
14		生涯学習課	課長	金原 厚夫	
15		文化財課	課長	山田 光則	
16		藤井達吉現代美術館	副館長	木村 理恵子	
16		スポーツ課	課長	中嶋 忠彦	
17		海浜水族館	館長	地村 佳純	

(案)

碧南市教育大綱（第3期）

碧南市の教育、学術及び文化の振興に
関する総合的な施策の大綱

令和8年2月

碧 南 市

目 次

はじめに	1
1 大綱策定の趣旨	1
2 大綱の策定にあたっての考え方	1
3 大綱の期間	2
目 標	3
施策のめざす姿	3
施策の方針	5
1 学校教育	5
2 生涯学習・スポーツ	7
3 芸術・文化	9

はじめに

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会と地方公共団体の長（本市では市長）との連携強化が図られました。

改正後の法律第1条の3第1項では、市長は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、本市では市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とした碧南市教育大綱（第2期）を令和3年3月に策定し、その後、令和6年5月に中間見直しを行いました。

この度、碧南市教育大綱（第3期）を定めるため、令和7年度の総合教育会議にて協議し、令和8年2月に策定となりました。

2 大綱の策定にあたっての考え方

本市における教育に関する施策のめざす姿やその実現に向けた方針については、令和2年度策定の第6次碧南市総合計画（総合計画）（計画期間：令和3年度～令和12年度）に掲げています。

したがって、総合計画の基本理念に基づいた「施策の大綱」と、基本施策のうち、「学校教育」、「生涯学習・スポーツ」、「芸術・文化」の分野を、本市の教育大綱と位置付けます。

なお、総合計画の策定から5年が経過するため、この間に生じた事情を反

映することとします。

3 大綱の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、本市の教育を取り巻く状況や社会情勢の変化に応じて、期間の途中においても見直しを行います。

目標

人と文化が育ち・支え合うまち

施策のめざす姿

教育環境の充実により、子供が健やかに成長できる環境を形成するとともに、誰もが健康で生きがいのある生活が送れるように文化・スポーツ、健康・福祉環境の充実を図り、人と文化が育ち・支え合うまちをめざします。

1 学校教育

よりよい社会をつくるという理念を家庭や地域社会と共有し、これからの時代に求められる学校教育の充実をめざします。

子供が社会に主体的に関わり、可能性に挑戦するために必要となる力を育むことのできる環境づくりをめざします。

2 生涯学習・スポーツ

誰もが互いに楽しく学び合い、その成果が地域社会に活かされる環境をめざします。

人や団体相互の連携・交流を進め、地域力の向上をめざします。

青少年の教育、健康の維持増進、生きがいとして市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域活性化をめざします。

3 芸術・文化

誰もが心豊かな生活を楽しむ活気あるまちづくりの拠点として、それぞれの施設の特色を活かしながら充実した芸術文化活動をめざします。

地域の歴史・文化・自然の保存と活用を図り、次世代への継承をめざします。

施策の方針

1 学校教育

①教育内容や環境の充実

- キャリア教育、職場体験学習を継続的に行い児童生徒の社会性の育成を図ります。
- 小学校外国語の教科化に対応するために、外国語指導助手の派遣や小学校英語専科非常勤講師を配置し、教育体制の充実を進めます。
- 生徒指導対応非常勤職員の配置を行い、教育環境の充実を図ります。
- 児童生徒にとって望ましい教育環境の実現のため、組織的な学校運営の促進、教員の業務量の調整、適切な管理を進めます。

②支援の必要な児童生徒への支援の充実

- 特別な支援が必要な児童に対する支援の充実のため、教員やスクールアシスタントなどの支援者の適正な配置に努めるとともに、資質向上を図ります。
- 日本語初期指導教室の開設や通訳のできるスクールアシスタントの配置をし、外国人児童生徒の支援を行います。
- 民間教育施設と連携し、増加する外国人の学びの場の維持・拡充を図ります。
- 心の教室相談員の配置や、ハートフレンド、スクールカウンセラーの派遣、

活用など、各機関が連携して不登校などの対策を進めます。

③教員研修の充実

- いじめ対策、ICT 教育などの教育課題への対応のための教員研修を実施します。
- 教員の資質向上のために教員研修指導員を配置して研修の充実を図ります。

④学校施設の整備・充実

- 児童生徒の情報活用能力を育成するため I C T 環境の充実を図ります。
- 老朽化が進んだ学校施設について適切な維持管理と計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに安心安全かつ快適な教育環境の整備を行います。

⑤安全な給食の提供及び食育の推進

- 衛生教育の実施、食中毒・異物混入対策マニュアルの充実など食の安全に関する取り組みを進め、児童生徒に安全な給食を提供します。
- 「碧南人参の日」などの記念日に合わせて地元産の食材を使用し、児童生徒の食材への関心を高めることで地産地消の取組みを推進します。

2 生涯学習・スポーツ

①地域と連携した生涯学習の推進

- H E X P O S T A F F、子ども会、青少年育成推進員など、生涯学習活動に関わる団体相互の連携を強化します。
- 家庭や地域の教育力向上を図るため、親子の共同体験や家庭教育に関する学習機会の提供に努めるとともに地域と連携した取り組みを推進します。
- 休日における学校文化部活動の地域連携・地域展開を推進するため、合同部活動を実施し、関係団体との連携を図ります。

②生涯学習機会の拡充

- 多様化するニーズに応じた、魅力ある講座を開催します。
- 各種講座の終了後、受講者が新たな団体として活動を継続できるよう支援します。
- 文化祭事業を始め、文化会館ホールなどを利用して成果を発表する場を提供します。

③スポーツの推進体制の強化

- スポーツ協会をはじめとする関連団体の支援に努めるとともに、学校体育や企業、スポーツチームを含む各団体間の連携を強化し、スポーツの裾野の拡大を図ります。
- 指導者の育成と資質向上により、安定的かつ継続的にスポーツができる環

境の整備を行います。

- 休日における学校運動部活動の地域連携・地域展開を推進するため、合同部活動を実施し、関係団体との連携を図ります。

④スポーツに触れる機会の拡充

- スポーツ教室や手軽な健康づくり講座の開催など、市民がスポーツに触れる機会を提供することにより、健康寿命の延伸に努めます。
- 年齢や体力、さらには障害の有無に応じ、生涯にわたりスポーツを楽しむ環境の整備に努めます。
- ニュースポーツ・若者向けスポーツを始めとした魅力あるスポーツ事業を実施することにより、スポーツの推進と地域の活性化をめざします。
- スポーツ施設の魅力を積極的にPRし、利用促進をめざします。

⑤生涯学習・スポーツ施設の維持管理・整備

- 生涯学習関連施設やスポーツ施設の計画的な維持・管理を行うとともに、老朽化の進む施設などのあり方について検討します。
- 新たなスポーツ施設の整備については、各施設の利用状況を踏まえ、あらゆる観点から検討を進めます。

3 芸術・文化

①芸術文化事業の充実

- 各施設の特性を生かした魅力ある事業を行うことで、まちの芸術文化環境を個性あるものにし、若い世代が新しい文化を創造しやすい地盤を育てます。
- 地域の歴史や伝統文化の調査研究を進め、積極的に文化財指定を行い、貴重な文化財の継承・保存を推進し、潜在的な文化資源を掘り起こすとともに、公開などの活用を図ります。
- 各施設が地域文化活動の拠点になるよう、市民同士の交流を深める事業やボランティア活動を支援する事業などを展開します。
- 自由な発想の事業を行うため、施設の枠にとらわれず施設間連携を深め、より充実した企画を実施します。

②教育普及の充実

- 学校や園と連携した事業を積極的に行うことにより、子供が芸術文化に興味を持つきっかけを作り、地域の歴史や自然環境の大切さを伝えることで、将来の地域文化の担い手の育成を図ります。
- 何度訪れても魅力を感じさせる施設作りのために、企画や展示コーナーなどを刷新し、得た知識や教養が市民や地域に活用されることをめざします。

③情報発信の強化

- 各施設はホームページやＳＮＳを利用し、碧南市ならではの情報を公開し、施設の魅力や地域文化のイメージを高めるよう情報発信をするとともに、市民の意見を収集し、施設の運営に反映します。

④施設の整備

- 施設の計画的な改修により安全性を高め、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。
- 観光資源として活用するため、必要に応じて民間とも連携しながら、施設・サービスの向上を図ります。

⑤施設の特徴を活かした運営

- 碧南市芸術文化ホールは、優れた芸術文化にふれることができる機会を提供するとともに、市民による自主的な芸術文化活動が地域に根付くための支援を行います。
- 碧南市藤井達吉現代美術館は、多世代を対象とした美術普及活動を展開し、藤井達吉など本市に縁のある人物や地域の歴史の調査・研究を進め、啓発活動を行います。
- 哲学たいけん村無我苑は、哲学・茶道・芸術・文化などを通して心を豊かにする事業を展開します。
- 碧南市民図書館は、外国人を含めたあらゆる世代のニーズに応え、多種多様な資料を収集提供し、市民が自主的に学べるよう読書活動の推進を図り

ます。

- 碧南海浜水族館は、特別展やビオトープなどでの自然観察会などを通して、命の大切さを学び、絶滅危惧種や自然環境の保全に必要な能力の育成・支援を図ります。

碧南市教育大綱（第３期）

碧南市の教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の大綱

発行・編集 碧南市企画財政部企画政策課政策推進係
〒447-8601 碧南市松本町２８番地
電 話 ０５６６－４１－３３１１（代表）
ＦＡＸ ０５６６－４８－００７７
E-mail kikakuka@city.hekinan.lg.jp

【修正案】

「外国人」の表記について（①から③までの3か所）

- ① 5ページ「施策の方針1 学校教育②支援の必要な児童生徒への支援の充実」第2項

「外国人児童生徒の支援を行います。」

→「日本語指導を必要とする児童生徒の支援を行います。」

【備考】 日本国籍を有していても日本語に不自由を感じている児童生徒もいるため、上記の表現としています。

- ② 5ページ「施策の方針1 学校教育②支援の必要な児童生徒への支援の充実」第3項

「民間機教育施設と連携し、増加する外国人の学びの場の維持・拡充を図ります。」

→「民間教育施設と連携し、増加する外国人児童生徒の学びの場の維持・拡充を図ります。」

- ③ 10ページ「施策の方針3 芸術・文化⑤施設の特徴を活かした運営」第4項

「碧南市民図書館は、外国人を含めたあらゆる世代のニーズに応え、…市民が自主的に学べるよう読書活動の推進を図ります。」

→「碧南市民図書館は、外国人を含めたあらゆる世代のニーズに応え、…市民が自主的に学べるよう読書活動の推進を図ります。」

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1 及び 2 については、令和8（2026）年4月1日

3 については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】